

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年11月12日
【四半期会計期間】	第36期第2四半期（自平成20年7月1日至平成20年9月30日）
【会社名】	株式会社アドヴァン
【英訳名】	ADVAN CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山形 雅之助
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区神宮前4丁目32番14号
【電話番号】	03(3475)0394
【事務連絡者氏名】	経理部 古賀 正行
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区神宮前4丁目32番14号
【電話番号】	03(3475)0394
【事務連絡者氏名】	経理部 古賀 正行
【縦覧に供する場所】	株式会社アドヴァン大阪支店 （大阪市中央区本町3丁目3番12号） 株式会社アドヴァン名古屋支店 （名古屋市中区東桜2丁目22番18号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第36期 第2四半期連結 累計期間	第36期 第2四半期連結 会計期間	第35期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日	自平成20年 7月1日 至平成20年 9月30日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
売上高(千円)	7,125,649	3,611,979	15,488,729
経常利益(千円)	1,284,928	810,599	2,835,603
四半期(当期)純利益(千円)	588,156	510,124	899,203
純資産額(千円)	-	18,673,608	19,296,151
総資産額(千円)	-	29,634,533	30,363,238
1株当たり純資産額(円)	-	805.79	818.96
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	25.22	21.98	37.87
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	22.99	20.03	34.73
自己資本比率(%)	-	63.0	63.6
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	108,798	-	2,070,904
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	336,309	-	995,577
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	468,611	-	98,154
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	-	3,878,742	3,902,246
従業員数(人)	-	346	330

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含んでおりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数（人）	346
---------	-----

（注）従業員数は、就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数（人）	268
---------	-----

（注）従業員数は、就業人員であります。

第2【事業の状況】

1【販売及び仕入の状況】

(1) 販売実績

当第2四半期連結会計期間の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
建材関連事業(百万円)	3,294
H R B 事業(百万円)	317
合計(百万円)	3,611

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 商品仕入実績

当第2四半期連結会計期間の商品仕入実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
建材関連事業(百万円)	1,587
H R B 事業(百万円)	169
合計(百万円)	1,757

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間における我が国経済は、原油・原材料の高騰が企業収益や家計を圧迫するなど、景気の減速懸念は一段と高まっており、また、米国のサブプライムローン問題に端を発した金融不安の影響など、先行きの不透明感は払拭されないまま推移してまいりました。

当社グループ関連業界につきましても、改正建築基準法施行の影響により建築着工件数は未だ回復には至っておらず、また、資材価格の高騰や不動産市況の悪化など、業界全体が厳しい環境のなかで推移してまいりました。

このようななか、当社グループはファブレスメーカーとしての特性を活かした新規商品の開発・販売を行うとともに、仕入コストの見直しや無駄を排除し効率性アップに努めるなど、収益改善に努めてまいりました。また、物流施設への先行投資も販売管理費等を抑制させる要因となりました。

事業別では、主力の建材関連事業につきましては、改正建築基準法施行による建築着工件数の大幅な減少の影響を受け、住宅・マンションを中心に需要は大きく落ち込み、厳しい状況下で推移してまいりました。

また、ホームセンター向け卸売り販売のH R B 事業におきましては、繁忙期の4月は新商品導入を積極的に推し進めたことが売上伸張に結びついた一方、8月は記録的な猛暑の影響で売上減となるなど、天候の影響を大きく受けました。また、利益面では慢性的な原油高による運賃等の仕入コストアップなど厳しい状況のなかで推移してまいりました。

この結果、当第2四半期連結会計期間の経営成績につきましては、売上高は3,611百万円、営業利益は782百万円、経常利益は810百万円となり、四半期純利益は510百万円となりました。また、当第2四半期連結累計期間の経営成績につきましては、売上高は7,125百万円、営業利益は1,198百万円、経常利益は1,284百万円となりました。なお、役員退職慰労金等を特別損失として計上した結果、四半期純利益は588百万円となりました。

(2) 資産負債の増減

当第2四半期連結会計期間末における資産総額は前連結会計年度末に比べ728百万円減少の29,634百万円となりました。また、負債総額は前連結会計年度末に比べ106百万円減少の10,960百万円、純資産は前連結会計年度末に比べ622百万円減少の18,673百万円となり、この結果、自己資本比率は63.0%となりました。

(3) キャッシュ・フロー

当第2四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度に比べ23百万円減少の3,878百万円となりました。なお、当第2四半期連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況と主な要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前四半期純利益は841百万円となり、また、売上債権の減少が138百万円、たな卸資産の減少が55百万円となりましたが、役員退職慰労金の支払いにより、営業活動により得られた資金は369百万円となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、設備投資への支出が12百万円ありますが、投資有価証券の売却により217百万円の収入となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入金の返済が133百万円、配当金の支払が171百万円、また、自己株式取得による支出が41百万円ありますが、社債を発行して資金調達を行いましたので、632百万円の収入となりました。

(4) 自己株式市場買付状況

株主還元等を主な目的に自己株式の市場買付を行っており、当第2四半期連結累計期間の実施状況は240百万円（387千株）であります。

(5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

特記事項はありません。

(7) 株式会社の支配に関する基本方針について

当社は財務及び事業の在り方の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりであります。

当社は、平成19年5月28日開催の取締役会において、当社の企業価値の向上並びに株主共同の利益の確保を目的として、当社株式の大規模な買付行為への対応方針（以下、「本ルール」という。）を導入することを決議し、平成19年6月28日開催の定時株主総会において承認可決いたしました。

本ルールの内容について

当社は企業価値の向上及び株主共同の利益の確保のための取り組みを一層推進してまいり所存ではありますが、このためには長年培った幅広いノウハウと豊富な経験、国内外の仕入先メーカー、顧客・取引先、従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係についての理解が不可欠であり、これらに関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することができる株主価値が毀損されるおそれがあります。

昨今、わが国の資本市場においては、株主の皆様を買付目的や買付後の経営戦略などについての十分な情報開示が行われることもないまま、突如として大規模な買付行為が行われたり、買付者の一方的な考えに基づき買付行為を進める事例が少なからず見受けられるようになっております。もとより、当社は、特定の者からの大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えております。しかしながら、大規模な買付行為のなかには、その目的等から見て企業価値、ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。このような大規模な買付行為がなされたとき、買付者の提示する当社株式の買付価格の妥当性等をはじめとして当該買付行為の内容について検討するために必要な情報及び判断のための十分な時間が提供される必要があります。さらに、当社株式を継続して保有することをお考えの株主の皆様にとって、当該買付行為が当社に与える影響や、当社従業員、お客様及び取引先等のステークホルダーとの関係についての方針を含む経営方針や事業計画の内容等について、買付者から必要な情報の提供を受け、検討することは、当社株式の継続保有についての判断をする上で重要であると考えます。

こうした事情に鑑み、当社は、企業価値及び株主共同の利益確保のため、大規模な買付行為を行う場合の手続を定め、かかる手続の遵守を買付者等に求めることで、当社株主の皆様が適切な判断をするに足る必要かつ十分な情報及び検討のための時間を確保し、場合によっては当社取締役会による株主の皆様に対する代替案を提示するとともに、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止しようとするものであります。

不適切な支配の防止のための取り組み

イ．本ルールの概要

本ルールの概要は、1) 大規模な買付行為を行おうとする者は、当社取締役会に対して買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供しなければならない、2) 株主の皆様及び当社取締役会が当該買付行為について評価・検討を行うための一定の評価期間を設け、買付者は、かかる期間が経過した後にはじめて大規模買付行為が開始することができる、3) 買付者が本ルールに従わない等の例外的な場合には、当社の企業価値、ひいては株主の皆様の共同の利益を守るため、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、一定の対抗措置を執る場合がある、というものです。

ロ．本ルールの対象となる大規模買付行為

本ルールは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、いずれについても大規模買付行為の前に当該大規模買付行為につき、あらかじめ当社取締役会の承認がある場合を除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）を対象とします。

ハ．大規模買付者に対する情報提供の要請

大規模買付者には、以下の手続により情報提供を行っていただきます。

1) 意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、大規模買付者の名称、住所ないし所在地、代表者の氏名、国内の連絡先、予定する大規模買付行為の概要及び大規模買付行為に際して本ルールを遵守することを誓約する文言を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社取締役会に提出していただきます。

2) 当社からの情報提供の要請

当社取締役会は、前項の規定を充たした内容の意向表明書を受領した後、10営業日以内に、当社取締役会に対して、大規模買付行為に関する当社株主の皆様の判断及び当社取締役会による評価・検討のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）のリスト（以下、「必要情報リスト」といいます。）を大規模買付者に対して交付します。

3) 大規模買付者による情報の提供及び開示

大規模買付者は、必要情報リストの受領後、当社取締役会が相当な範囲で定める期限内に、本必要情報を当社宛に当社の定める書式により提出していただきます。なお、本必要情報及び意向表明書の提出は日本語において行っていただくものとします。当初提出された情報では本必要情報に不足すると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して別途期限を定めた上で追加情報の提供を要請する場合があります。また、意向表明書の提出があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を適宜の方法により開示します。

不適切な支配の防止のための取り組みについての取締役会の判断

イ．取締役会による評価・検討

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対する本必要情報の提供を完了したと当社取締役会が判断した時点から、原則として60日間（大規模買付行為が対価を現金〔円貨〕のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（大規模買付行為がその他の方法による買付けの場合）以内の期間を、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。ただし、当社取締役会は、取締役会評価期間（大規模買付行為が対価を現金〔円貨〕のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合に限る。以下、本ただし書において同じ。）を延長する必要があると合理的に判断される場合には、独立委員会に諮問し、その助言、勧告を最大限尊重したうえで、取締役会評価期間を最大90日間まで延長することができるものとします。

大規模買付行為は、かかる取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。なお、当社取締役会は、大規模買付者による本必要情報の提供が完了したと判断した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間を公表いたします。また、取締役会評価期間を延長する場合には、延長期間とその理由を速やかに開示します。取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に諮問するほか、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分評価検討します。また、当社取締役会は、独立委員会からの助言、勧告を最大限尊重したうえで、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉したり、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

ロ．独立委員会への諮問

当社は、本ルールを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため、当社取締役会に対する助言、勧告を行う機関として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している独立委員会を設置します。独立委員会を構成する委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外監査役及び社外有識者（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、経営経験豊富な企業経営者または

これらに準ずる者等)の中から選任します。

当社取締役会は、独立委員会が助言、勧告を行うに際して十分な検討を行うことを可能とするため、大規模買付者による意向表明書の提出がなされた場合、速やかに独立委員会に対してその旨を通知するとともに、大規模買付者から提供された本必要情報を速やかに独立委員会に提出します。

当社取締役会は、対抗措置の発動または不発動についての決議を行うに際して、必ず独立委員会に諮問し、同委員会による助言、勧告を受けるとともに、独立委員会による助言、勧告を最大限尊重するものとします。また、当社取締役会は、大規模買付者から提供された本必要情報が十分か否かの判断、取締役会評価期間を延長するか否かの判断及び大規模買付者が本ルールを遵守したか否かの判断においても、独立委員会による助言、勧告を最大限尊重するものとします。

以上のように、独立委員会が取締役会の判断の客観性、公正性及び合理性を確保する手段として機能するよう位置づけていきます。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却等の計画はありません。なお、新たに決定した設備の売却計画は以下のとおりです。

会社名	所在地	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	帳簿価格	売却金額 (千円)	売却時期
				土地 (千円) (面積㎡)		
アドヴァン管理サービス株式会社	東京都渋谷区	不動産賃貸事業	提出会社本社統括・営業拠点施設	211,125 (56.94)	854,100	平成20年12月

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	81,000,000
計	81,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年11月12日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	26,906,346	26,906,346	東京証券取引所市場第一部	-
計	26,906,346	26,906,346	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成20年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権付社債の権利行使により発行されたものは含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

平成16年7月13日取締役会決議 旧商法第341条ノ2の規定に基づき発行した新株予約権付社債

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権付社債の残高(千円)	3,000,000
新株予約権の数(個)	600
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,260,738
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,327
新株予約権の行使期間	自平成16年8月16日 至平成21年7月17日 (ルクセンブルグ時間)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,327 資本組入額 664
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	-
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成20年7月1日～ 平成20年9月30日	-	26,906,346	-	12,500,000	-	2,230,972

(5) 【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
有限会社不二総業	東京都渋谷区神宮前4丁目32番14号	8,273	30.75
山形 雅之助	東京都荒川区	1,236	4.59
藪田 雅子	東京都荒川区	802	2.98
山形 吉之助	東京都荒川区	728	2.70
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	678	2.52
山形 雅二	東京都渋谷区	532	1.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	470	1.74
アドヴァン従業員持株会	東京都渋谷区神宮前4丁目32番14号	450	1.67
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	424	1.57
山形 和子	東京都荒川区	363	1.35
計	-	13,961	51.84

- (注) 1. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)の所有株式は、全て信託業務に係るものであります。なおその内訳は、投資信託646千株、年金信託21千株、その他信託906千株となっております。
2. 上記の他、自己株式が3,732千株あります。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 3,732,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 23,159,700	231,597	-
単元未満株式	普通株式 14,646	-	-
発行済株式総数	26,906,346	-	-
総株主の議決権	-	-	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」には、証券保管振替名義の株式が6,400株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数64個が含まれております。

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名または名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社アドヴァン	東京都渋谷区神宮前4丁目32番14号	3,732,000	-	3,732,000	13.9
計	-	3,732,000	-	3,732,000	13.9

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	794	684	677	648	630	655
最低(円)	555	602	584	516	564	565

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,878,742	3,902,246
受取手形及び売掛金	4,063,837	4,400,109
商品	3,757,772	3,384,556
仕掛品	2,797	5,779
その他	476,133	236,506
貸倒引当金	30,169	15,774
流動資産合計	12,149,113	11,913,423
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1 6,024,735	1 6,178,145
土地	9,018,336	8,982,642
その他(純額)	1 199,851	1 216,810
有形固定資産合計	15,242,923	15,377,597
無形固定資産	215,118	214,591
投資その他の資産		
投資有価証券	1,423,522	1,797,834
その他	585,438	1,066,841
貸倒引当金	2,652	7,049
投資その他の資産合計	2,006,309	2,857,626
固定資産合計	17,464,350	18,449,814
繰延資産	21,068	-
資産合計	29,634,533	30,363,238

(単位：千円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	207,620	216,373
短期借入金	532,800	532,800
未払法人税等	127,600	680,006
賞与引当金	76,200	76,280
役員賞与引当金	37,250	114,919
その他	280,530	305,572
流動負債合計	1,262,002	1,925,952
固定負債		
社債	4,000,000	3,000,000
転換社債型新株予約権付社債	3,000,000	3,000,000
長期借入金	2,618,800	2,885,200
役員退職慰労引当金	24,731	21,711
その他	55,390	234,223
固定負債合計	9,698,921	9,141,135
負債合計	10,960,924	11,067,087
純資産の部		
株主資本		
資本金	12,500,000	12,500,000
資本剰余金	2,230,972	2,230,972
利益剰余金	7,896,949	8,251,268
自己株式	3,768,718	3,528,106
株主資本合計	18,859,204	19,454,135
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	183,376	151,740
繰延ヘッジ損益	2,218	6,243
評価・換算差額等合計	185,595	157,983
純資産合計	18,673,608	19,296,151
負債純資産合計	29,634,533	30,363,238

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第 2 四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)
売上高	7,125,649
売上原価	3,980,658
売上総利益	3,144,990
販売費及び一般管理費	
給料	548,419
減価償却費	235,875
賞与引当金繰入額	67,300
役員賞与引当金繰入額	36,425
貸倒引当金繰入額	21,462
その他	1,036,858
販売費及び一般管理費合計	1,946,340
営業利益	1,198,650
営業外収益	
受取配当金	36,710
その他	110,528
営業外収益合計	147,238
営業外費用	
支払利息	58,509
その他	2,451
営業外費用合計	60,960
経常利益	1,284,928
特別利益	
投資有価証券売却益	138,470
特別利益合計	138,470
特別損失	
固定資産処分損	15,005
投資有価証券売却損	9,119
投資有価証券評価損	16,843
役員退職慰労金	354,750
特別損失合計	395,718
税金等調整前四半期純利益	1,027,679
法人税、住民税及び事業税	108,398
法人税等調整額	331,124
法人税等合計	439,523
四半期純利益	588,156

【第2四半期連結会計期間】

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	
売上高	3,611,979
売上原価	1,961,930
売上総利益	1,650,049
販売費及び一般管理費	
給料	266,990
減価償却費	116,956
賞与引当金繰入額	20,200
役員賞与引当金繰入額	18,625
貸倒引当金繰入額	12,634
その他	432,405
販売費及び一般管理費合計	867,811
営業利益	782,237
営業外収益	
受取配当金	3,558
その他	54,729
営業外収益合計	58,288
営業外費用	
支払利息	28,570
その他	1,355
営業外費用合計	29,926
経常利益	810,599
特別利益	
投資有価証券売却益	31,000
特別利益合計	31,000
特別損失	
固定資産処分損	471
特別損失合計	471
税金等調整前四半期純利益	841,127
法人税、住民税及び事業税	67,721
法人税等調整額	263,282
法人税等合計	331,003
四半期純利益	510,124

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年9月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	1,027,679
減価償却費	235,875
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	3,020
賞与引当金の増減額(は減少)	80
役員賞与引当金の増減額(は減少)	77,669
貸倒引当金の増減額(は減少)	9,997
受取利息及び受取配当金	39,482
支払利息	58,509
自己株式関連費用	845
為替差損益(は益)	289
固定資産処分損益(は益)	15,005
投資有価証券売却損益(は益)	129,350
投資有価証券評価損益(は益)	16,843
売上債権の増減額(は増加)	336,272
たな卸資産の増減額(は増加)	374,369
仕入債務の増減額(は減少)	35,843
その他	270,837
小計	776,705
利息及び配当金の受取額	39,482
利息の支払額	59,006
法人税等の支払額	648,383
営業活動によるキャッシュ・フロー	108,798
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	107,733
無形固定資産の取得による支出	9,000
投資有価証券の取得による支出	871,127
投資有価証券の売却による収入	1,333,281
その他	9,111
投資活動によるキャッシュ・フロー	336,309
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	266,400
社債の発行による収入	978,931
自己株式の取得による支出	241,457
配当金の支払額	939,685
財務活動によるキャッシュ・フロー	468,611
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	23,503
現金及び現金同等物の期首残高	3,902,246
現金及び現金同等物の四半期末残高	3,878,742

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
1. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 たな卸資産</p> <p>通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として移動平均法による原価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)により算定しております。</p> <p>これによる、当第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益、税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>

【簡便な会計処理】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は2,652,785千円です。</p> <p>2 偶発債務 アドヴァン社員会の金融機関からの借入に対し債務保証を行っており、期末の債務保証残高は1,050千円です。</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は2,459,897千円です。</p> <p>2 偶発債務 アドヴァン社員会の金融機関からの借入に対し債務保証を行っており、期末の債務保証残高は2,113千円です。</p>

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係 (平成20年9月30日現在)	
現金及び預金	3,878,742千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	-
現金及び現金同等物	3,878,742千円

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 26,906,346株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 3,732,042株

3. 新株予約権等に関する事項

新株予約権の四半期連結会計期間末残高
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	942,475	40	平成20年3月31日	平成20年6月30日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの。

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

	建材関連 事業 (千円)	HRB事業 (千円)	不動産賃 貸事業 (千円)	その他の 事業 (千円)	計 (千円)	消去又 は全社 (千円)	連 結 (千円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	3,294,059	317,920	-	-	3,611,979	-	3,611,979
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	271,656	90,690	362,346	(362,346)	-
計	3,294,059	317,920	271,656	90,690	3,974,326	(362,346)	3,611,979
営業利益	792,419	3,686	153,204	16,063	965,374	(183,137)	782,237

当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

	建材関連 事業 (千円)	HRB事業 (千円)	不動産賃 貸事業 (千円)	その他の 事業 (千円)	計 (千円)	消去又 は全社 (千円)	連 結 (千円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	6,279,167	846,481	-	-	7,125,649	-	7,125,649
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	529,457	178,897	708,355	(708,355)	-
計	6,279,167	846,481	529,457	178,897	7,834,004	(708,355)	7,125,649
営業利益	1,253,585	38,441	270,786	31,870	1,594,683	(396,033)	1,198,650

(注) 事業区分の方法及び各区分に属する主要な商品の名称

1. 事業区分の方法：商品の種類及び市場の類似性を考慮して区分しております。
2. 各区分に属する主要な商品等

事業区分	主要な商品
建材関連事業	石材、タイル、新建材、及び工事等
HRB事業	ホームセンター向けガーデニング関連商品等
不動産賃貸事業	本社ビル、流通センター等の賃貸
その他の事業	倉庫業

3. 会計方針の処理の方法の変更

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として移動平均法による原価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)により算定しております。

なお、従来の方法によった場合と比べて、事業の種類別セグメントの当第2四半期連結累計期間の営業利益に与える影響は軽微であります。

【所在地別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

本邦以外の国または地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

当第2四半期連結会計期間（自平成20年7月1日至平成20年9月30日）及び当第2四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）

海外売上高は連結売上高の10%未満であるため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 （平成20年9月30日）		前連結会計年度末 （平成20年3月31日）	
1株当たり純資産額	805.79円	1株当たり純資産額	818.96円

2. 1株当たり四半期純利益金額等
第2四半期連結累計期間

当第2四半期連結累計期間 （自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）		当第2四半期連結会計期間 （自平成20年7月1日 至平成20年9月30日）	
1株当たり四半期純利益金額	25.22円	1株当たり四半期純利益金額	21.98円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	22.99円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	20.03円

（注）1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 （自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）	当第2四半期連結会計期間 （自平成20年7月1日 至平成20年9月30日）
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益（千円）	588,156	510,124
普通株主に帰属しない金額（千円）		
普通株式に係る四半期純利益（千円）	588,156	510,124
期中平均株式数（千株）	23,321	23,211
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額（千円）		
普通株式増加数（千株）	2,260	2,260
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月12日

株式会社アドヴァン

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新田 誠 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 入江 秀雄 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アドヴァンの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アドヴァン及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。